

## 受益者情報管理弁法

担当者：中国注册会計師 許海波

毎年3月から6月にかけては、前年度の監査や税務の確定申告、工商部門の年度報告手続きを行っていますが、口座を開設している銀行からも年度手続きということで現地法人の出資者について「最終受益者」までの情報提出を求められ、面倒だなと感じたことがあるのではないのでしょうか。

今般この「最終受益者情報」に関する規定が公布されましたのでご紹介します。

中国人民銀行と国家市場監督管理総局は今年4月29日に「受益者情報管理弁法」（中国人民銀行・国家市場監督管理総局令[2024]第3号 以下「本弁法」と略称）を公布、今年11月1日から施行されることになっています。

この弁法の目的は、企業等、主体の株式構造及び最終的な制御・受益状況をより明確にすることで、市場の透明性を高め、経営主体間の情報バランスと相互信頼を強化し、取引の安全と取引効率を高め、ビジネス環境を最適化し、ゾンビ企業、虚偽出資、ネスト持株などの違反行為を防止するために、中国政府が受益者情報届出制度建設を推進するためです。

昨今においては受益者の情報登録は国際的に見ても一般的なものとなっています。G20においても受益所有権の透明性向上を推進しており、世界銀行は受益者情報の登録制度をビジネス環境評価の重要な指標としており、金融行動特別作業グループ（FATF）もこれを反マネーロンダリング国際評価の重要な指標とし、世界の主要経済体はこの制度を確立しています。

受益者の情報管理に関する国際的な政策は、英国等では受益者の情報を完全に公開情報として、社会全体で公開のもと照会できるという扱いですが、米国やシンガポールなどでは非公開情報として、政府部門と反マネーロンダリング義務機関が法定職責を履行する際の照会を行うためだけに提供されています。中国の今回の実施方法はこの後者の考え方を採用し、情報の機密性を強調し、登録された受益者情報は社会的に公開されるものでないことを明確にしています（国の関係機関は職責を履行するために必要な場合には、法に基づいて中国人民銀行から受益者情報を取得することができる）。

## 【本弁法の要点】

### ●届出主体

企業、パートナー企業、外国会社支社、または中国人民銀行及び国家市場監督管理総局が規定するその他の主体は、本弁法の規定に基づいて関連登録システムの届出を通じて所有者受益者情報を登録しなければならない（個人事業主は受益者の情報登録は不要）。

### ●免除届出の条件

登録資本金（出資額）は 1000 万元（または等価外貨）を超えず、株主、パートナーがすべて自然人の届出主体であり、株主、パートナー以外の自然人が実際にコントロールしたり、収益を得たりすることがなく、且つ株式やパートナー権益以外の方法を通して届出主体をコントロールしたり、届出主体から収益を得たりすることもないことを条件に、届出受益者情報提供の免除が可能。

### ●受益者の判定及び届出情報内容

本弁法でいう受益者とは、最終的に届出主体を所有または実際に制御し、または届出主体の最終的な収益を享受している自然人を指す。

具体的な判定基準は、下記の①②③条件の 1 つに該当する自然人が届出主体の受益所有者であり、下記の①～③のいずれにも該当しない場合は、届出主体のうち日常経営管理を担う者を受益所有者と見なして届出を行う。

受益者の判定	共通届出内容	特別届出内容
①直接方式又は間接方式を通じて最終的に届出主体の 25%以上の株式、株式又は共同持分を所有する	名前、性別、国籍、誕生日、常時居住地または勤務先住所、連絡先身分証	持分、株式又は共同出資持分の保有割合
②第 1 項基準を満たしていないが、最終的に届出主体の 25%以上の収益権、議決権を享有する	明書又は身分証明書類の種類、番号、有効期限	収益権、議決権を有する割合
③第一項基準を満たしていないが、単独又は共同で届出主体を <b>実際に制御する</b>	受益所有権関係タイプ、および形成日、終了日（ある場合）。	実際の制御方法
<b>*上記③における実際の制御：</b> 協議の約定、密接な関係にある人などの方法で制御を実施することを含むが、これらに限定されない。例えば、法定代表者、取締役、監査役、高級管理職または事務パートナーの任免を決定し、重大経営、管理意思決定の制定または実行を決定し、財務収支を決定し、重要資産または主要資金を長期にわたって実効支配的に使用するなど。		

## ●届出期限

本弁法の実施前に登記された届出主体は、2025年11月1日までに、本弁法の規定に従って届出受益者の情報を取得しなければならない。

新たに設立された届出主体は、登記の際に、関連登録システムを通じて受益者情報を届出しなければならない。

届出主体の受益者の状況が変化し、または本弁法の承諾免除条件に合致しなくなった場合は、変更が発生した日または承諾免除条件に合致しない日から30日以内に、関連登録システムを通じて受益者の情報を届出なければならない。

## ●届出情報の使用範囲及び関連守秘義務

国の関係機関は職責履行のために必要である場合に、法に基づいて中国人民銀行に受益者の情報を得ることができる。

金融機関、特定非金融機関は反マネーロンダリングと反テロ融資の義務を履行する場合、中国人民銀行を通じて受益者の情報を得ることができる。

国の関係機関及び金融機関、特定非金融機関は、法により得られた受益者の情報の秘密を厳守しなければならない。

## ●処罰措置

届出主体が規定に従って受益者情報の届出を行っていない場合、企業登録管理に関する行政法規に基づいて処理する。

中国人民銀行及びその支店は、届出主体の届出の受益者の情報が不正確であることを発見した場合、届出主体に期限付きの是正を命じなければならない。改正を拒否した場合、5万元以下の罰金を科すものとする。

我々外資企業の出資元の親会社等の受益者情報は現地側では把握できていない場合も多く、特に最終受益者まで遡っての情報確認のためには、事前に関連規定を親会社と共有して、関連情報の取得のための協力を依頼しておくことも肝心です。

本弁法ウェブサイト：<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5342579/index.html>

以上